

大網駅南地区まちづくり協議会規約

(名称)

第1条 本会は、大網駅南地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、大網駅南地区を、市の玄関口にふさわしい魅力あるまちとしていくため、大網白里市と協働でまちづくりを進めるものとする。

(対象の区域)

第3条 本協議会は、別紙「対象区域図」に示す区域を対象とする。

(事業)

第4条 本協議会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行うものとする。

- (1)大網駅南地区まちづくり構想の策定に関する事
- (2)まちづくりに必要な基礎的な知識の学習に関する事
- (3)まちづくりに関する調査・検討に関する事
- (4)まちづくり会報誌の発行等の情報共有に関する事
- (5)大網白里市との協議・調整に関する事
- (6)前各号に係る必要な会議を開催すること

(会員)

第5条 本協議会の会員は、次のとおりとする。

- (1)大網駅南地区において土地の所有権を有する者（以下「土地所有者」という。）
なお、土地所有者の親族で代理する者を含める。
- (2)対象区域の関係地区（駒込15区、南玉、池田）の区長（以下「関係区長」という。）
なお、関係区長を代理、補佐する地区の代表者を含める。

(役員)

第6条 本協議会には、次の役員を置く。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 1名
- (3)まちづくり検討員 20名以内

(役員の職務)

第7条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1)会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2)副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、また、欠けたときはその職務を代行する。
- (3)まちづくり検討員は、会員を代表して、まちづくり検討を行う。

(役員の選出)

第8条 会長及び副会長は、まちづくり検討員（立候補者を含む。）から選出し、総会において決定する。

2 まちづくり検討員は、会員の立候補及び関係区長で選出し、会長が承認する。

3 まちづくり検討員の立候補については、立候補届を提出するものとする。

(役員の改選)

第9条 会長及び副会長の任期は3年とし、再任を妨げないものとする。

2 会長及び副会長の改選は、まちづくり検討会で新たな候補者を選出し、総会において決定する。

3 会長又は副会長が辞任した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 まちづくり検討員が辞任する場合は、会長が承認する。

(まちづくり協力員)

第10条 本協議会の目的達成のため、大網駅南地区まちづくり構想の策定に関する会議等に、まちづくりに関して専門的な知識を有する者及び協議会の目的に賛同する団体を、まちづくり協力員として参加させることができる。

2 まちづくり協力員の参加にあたっては、総会で決定するものとする。

なお、まちづくりの知識の学習や検討の要所において、専門的な知識を有する者等に会議への参加を求める場合は、総会の決定を要しないものとする。

(会議)

第11条 本協議会に次の会議を置く。

(1)総会

(2)まちづくり検討会

2 前項各号に定める会議の開催方法は次のとおりとする。

(1)対面開催

(2)書面開催

3 第1項各号に定める会議の公開は次のとおりとする。

(1)総会は、公開する。

(2)まちづくり検討会は、会員に限り公開する。ただし、会員以外の者が傍聴を希望した場合は、まちづくり検討会で承認した場合に公開することができる。

(3)会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

(総会)

第12条 総会は会員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集し、会長が議長を指名する。

(総会の協議、議決事項)

第13条 総会は次の事項を協議、議決する。

(1)規約の改正に関する事

(2)会長及び副会長の決定に関する事

- (3)まちづくり協力員の参加の決定に関する事
- (4)協議会の解散に関する事
- (5)大網駅南地区まちづくり構想の策定に関する事
- (6)その他、協議会の業務に関する重要な事項

(総会の成立)

第14条 総会は、会員世帯数の過半数の出席で成立する。なお、委任状をもって委任した者又は書面表決した者は出席者とみなす。

2 会員世帯数は、同一住所をもって一とする。

(議決)

第15条 総会の議事は、出席者の過半数をもって決定する。可否同数のときは、議長が決定する。

(まちづくり検討会)

第16条 まちづくり検討会は、役員をもって構成する。

2 まちづくり検討会は、会長が招集し、会長が議長を指名する。

(まちづくり検討会の協議事項)

第17条 まちづくり検討会は、次の事項を協議する。

- (1)大網駅南地区のまちづくりに関する事
- (2)総会に提出する事項に関する事
- (3)協議会の運営に関する事
- (4)その他、協議会の事業推進上必要と認められる事

(まちづくり検討会の成立)

第18条 まちづくり検討会は、役員の過半数の出席で成立する。

(事務局)

第19条 本協議会の事務局を、大網白里市都市整備課に置く。

(補則)

第20条 この規約に定めがない事項及びその他必要な事項は、まちづくり検討会で協議し、必要に応じて総会で決定する。

(附則)

この規約は、令和4年10月30日から施行する。

(附則)

この規約は、令和6年5月25日から施行する。

別紙 対象区域図（第3条関係）

